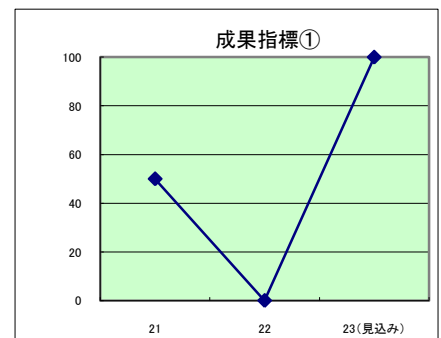
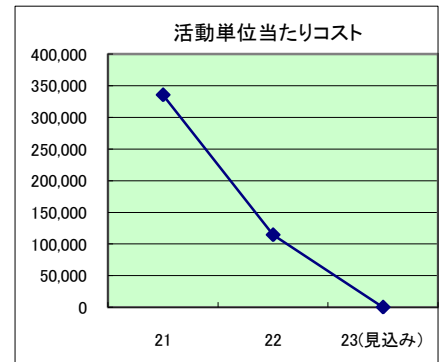


事務事業名	訴訟等相談調整事務		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともに作るまち	款	2	総務費
	施策(節)	3	行財政運営	項	1	総務管理費
	施策の方向			目	1	一般管理費
				事業	22	法規管理
関連する計画等			作成部署	総務部総務課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 3610		
事業の内容	提訴、不服申立て等された事案					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	法令遵守を確保するとともに、応訴等の法的手続を円滑かつ適切に行う。 法令遵守のもとに対応方針を決定しつつ、法的手続(文書の作成、文書管理の指導等を含む。)の相談に応じるとともに、顧問弁護士、訴訟代理人等との連絡調整を行う。					
根拠法令等	行政不服審査法、地方自治法、行政事件訴訟法、民事事件訴訟法					
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない		終了年度			平成 年度
事業開始時からの状況変化	☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている 訴訟、不服申立ての事案は減少傾向にある。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		2,270	2,270	2,270	
人件費【2】 (千円)		750	360	360	
職員数	正規職員	0.10 人	0.05 人	0.05 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		3,020	2,630	2,630	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	3,020	2,630	2,630	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
①	顧問弁護士相談件数	件	9	23	-
②	訴訟件数	件	2	1	-
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		335,556 円	114,348 円	- 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		25 円	22 円	22 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	訴訟解決率	%	事案が円滑に解決又は進展した割合	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 終結訴訟件数÷訴訟件数 (継続件数含む。)			実績	50	0	0.0%	
	②				目標			達成率(%)	
		(式)			実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	適切な訴訟事務等を行う上で必要な事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	担当課が訴訟等を円滑に進めるように適切に事務処理する必要がある。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	訴訟等を提訴された場合、経費がかさむことはある程度致し方ない。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	担当課が訴訟等を円滑に進めることができるよう適切に事務処理する必要がある。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	訴訟の開始時期や内容により終結まで複数年度を要する場合もある。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☒	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	全庁的に分散していた訴訟等に対する事務が一元化することにより、より円滑にかつより均一的に手続等が行われるようになったが、訴訟件数の減少傾向から、課内での人件費(担当職員)を抑制している。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 今後の訴訟件数に併せて、課内の人件費(担当職員)の割合を調整する。	
	総合評価	評価理由・意見
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	